

[事案 28-220] 契約者貸付無効請求

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者である自分に無断で、元配偶者が契約者貸付を受けたとして、契約者貸付の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 11 月に契約転換した終身保険について、平成 12 年 5 月に元配偶者により契約者貸付が行われたが、契約者貸付金請求書の署名は元配偶者により偽造されたものであるので、貸付を無効とし、支払った契約者貸付金および利息相当分を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約者貸付金請求書は申立人が作成しており、仮にこれが契約者の意思にもとづかないで作成されたとしても、申立人はその後、契約者貸付金を自ら返済しているため、申立人は契約者貸付を追認しており、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったことから、申立人の事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人の元配偶者による契約者貸付金請求書の偽造行為があったか否かを検討するには、申立人の元配偶者からの事情聴取が不可欠であるが、当審査会には第三者を呼び出し、聴取を実施する手続は備わっていない。
- (2) 契約者貸付金請求書の請求者欄等の筆跡が誰のものであるかが重要な争点となると考えられるが、この点を明らかにするためには、申立人および申立人の元配偶者の筆跡鑑定が必要となる可能性もあるところ、当審査会には鑑定の手続は備わっていない。
- (3) 仮に申立人の請求が認められた場合、申立人の元配偶者は保険会社より責任を追及される立場にあり、本裁定の結果に重大な利害関係を有しているといえるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、裁判手続に備わっているような申立人以外の者の権利を手続的に保障する制度はない。
- (4) 以上のとおり、当審査会が裁判外紛争解決機関として適正に判断することは著しく困難であり、本件の適正な解決のためには、厳格な証拠調手続や鑑定手続、利害関係を有する者が参加できる手続も備えている、裁判所における訴訟手続によるのが相当である。